

鳥取県告示第 876 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市桜字谷山65の2、65の7、65の9から65の15まで、65の17から65の19まで、65の21から65の24まで、字上向山847から849まで、河来見字須賀谷817、字中ノ畑谷824の1から824の5まで、825の2、般若字砂田南平16の1、18、上大立字足谷403の1、403の6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市般若字新林46の6、46の7、字堂ノ上393の5、字竹ノ谷平ラ405、406の3、字大谷412の1から412の3まで、上福田字八町谷839の2、服部字久坂平ラ105、大立字宮ノ谷805、806、807の1、立見字宮ノ平ル341、344の2、344の3、340

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)